

労働安全衛生法

第13条(産業医等)

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下「労働者の健康管理等」という。)をおこなわせなければならない。

2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。

3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第13条 - 2

事業者は、前条第1項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

第13条 - 3

国は、第13条の2の事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

ポイント！

	内容	根拠
選任を要する事業場	全業種で規模50人以上の事業場	令第5条
選任者数等	規模50人以上・・・1人(非専属も可) 規模1000人以上・・・1人(専属の者) 有害業務従事者500人以上・・・1人(専属の者) 規模3000人を超える・・・2人以上(専属の者) 選任事由発生後14日以内に選任し、遅滞なく 所轄労働基準監督署長へ報告書を提出	則第13条
資格	産業医は労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について次の要件を備えた者とする。 厚生労働大臣が定める研修を修了した者 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保険衛生であるもの 大学で労働衛生の科目を担当する教授、助教授、講師の職にあり、またはあった者 前3号の他、厚生労働大臣が定める者	則第14条
業務	(1) 次の事項で医学の専門的知識を必要とするもの 健康診断の実施及びその結果に基づく措置	則第14条

	<p>作業環境の維持管理 作業の管理 前3号の他、労働者の健康管理に関すること 健康教育、健康相談他、健康保持増進措置 衛生教育 健康障害の原因調査及び再発防止措置</p> <p>(2) 産業医は以上の事項について、総括安全衛生管理者に勧告し又は衛生管理者に指導し若しくは助言する(事業者は産業医の勧告等を理由として、産業医に対し解任他不利益な扱いをしない)</p> <p>(3) 少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに必要措置を講じる</p> <p>(4) 事業者は、産業医にその職務をなし得る権限を与えなければならない</p> <p>(5) 次の業務に常時50人以上の労働者を従事させる事業場は、産業医の業務のうち当該労働者の歯又はその支持組織について適時、歯科医師の意見を聴くようにしなければならない</p> <p>塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん、その他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所での業務</p>	<p>則第14条</p> <p>則第15条</p> <p>則第14条</p>
--	--	--